

大野城市妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）・妊婦等包括相談支援事業のご案内

令和7年4月1日から出産・子育て応援金事業が「妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）」と「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」に制度が変わりました。市では、妊婦支援給付金による経済的支援と、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援を一体的に実施します。

<支援・手続きの流れ>

妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）

妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）

妊娠届出時

●保健師などとの面談（※事前予約が必要です）

母子健康手帳を交付し、妊娠から出産までの見通しや各種手続きなどを一緒に確認します。

<当日持ってくるもの>

- ①妊娠情報記入書または妊娠届、②本人確認書類（マイナンバーカードなど）、③妊婦本人名義の振込先のわかるもの（※1）、④印鑑（※1）

（※1）右記の妊婦支援給付金の申請時に使用

妊婦支援給付金（1回目）

妊娠1回あたり5万円

申請時期：妊娠届出後

※医療機関などで当該妊娠の事実が確認された日から2年を経過した場合は、申請できません。

妊娠7～8か月頃

① アンケートの回答

妊娠24週以降に母子健康手帳アプリのプッシュ配信または郵送でアンケートを送付しますので、期限までにご回答ください。

※期限までに連絡がない場合、保健師などから連絡することがあります。

② 保健師などとの面談（希望者のみ）

提出していただいたアンケートをもとに、出産・子育てに向けての準備や産後の見通しなどの相談に応じます。※面談には事前予約が必要です。



出産後

●助産師などによる赤ちゃん訪問

出生連絡票の提出後、生後1か月頃にこども家庭センター保健師等から、電話で赤ちゃん訪問の案内を行います。

生後4か月までに、助産師・保健師などがご自宅を訪問し、赤ちゃんの体重測定や産後利用できるサービスや子育て情報などを紹介します。

妊婦支援給付金（2回目）

胎児1人あたり5万円

申請時期：赤ちゃん訪問後

※赤ちゃん訪問前に申請したい場合、こども家庭センターへご連絡ください。

※出産予定日の8週間前日から2年を経過した場合は、申請できません。

流産・死産の場合

医療機関などでの妊娠確認後の令和7年4月1日以降に流産・死産をされた場合は妊婦支援給付金（1回目・2回目）の対象となります。該当される方は、申請書を送付しますので、市ホームページ内の申請フォームより申請してください（こども家庭センター窓口でも配布しています）。

※妊婦支援給付金1回目（2回目を同時に行う場合も含む）の申請時には医療機関などからの妊娠の事実が確認できる書類（妊婦給付認定用診断書や妊娠情報記入書など）が必要です。2回目の申請時は、1回目で妊娠の事実を確認しているため、医療機関などからの妊娠の確認ができる書類は必要ありません。

<申請期限>

妊婦支援給付1回目：医療機関などで当該妊娠の事実が確認された日から2年以内

妊婦支援給付2回目：流産・死産日から2年以内

<申請方法>①か②のいずれかで提出してください

① 面談後にこども家庭センター窓口へ提出

② 返信用封筒で郵送にて提出

●申請に必要なもの（※申請者は妊婦本人のみ）

- ・大野城市妊婦給付認定及び妊婦支援給付金給付申請書兼請求書

※必ず押印が必要です

- ・申請者名義の振込先が確認できる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）

- ・申請者本人の確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証など）

※妊婦のための支援給付は、「妊婦」に対して行うものであるため、妊婦本人以外の口座への振り込みできません。妊婦本人名義の銀行口座をお持ちでない場合は、こども家庭センターへご相談ください。

※令和6年4月2日～令和7年3月31日生の子は出産・子育て応援金の対象です。

やむを得ず生後4か月までに申請できなかった場合は、こども家庭センターへ連絡し、令和8年3月30日までに申請してください（期限を過ぎると申請できません）。

<問い合わせ先>

大野城市 こども家庭センター 母子保健担当

TEL：092-580-1978 MAIL：chealth@city.onojo.fukuoka.jp

【市ホームページ】



よくあるご質問

Q. 出産・子育て応援金（令和6年度まで）ともらえる金額は変わりますか。

A. 出産・子育て応援金と同様に、妊娠中に5万円、出産後に子ども（胎児）の数×5万円が支給されます。

Q. 妊婦支援給付金は妊婦以外も申請できますか。

A. 支給要件は、子ども・子育て支援法第10条の8において、「妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う。」とされており、妊婦（産婦）ではない父親や祖父母などは申請できません。

Q. 流産・死産・人工妊娠中絶した場合は、支給対象になりますか。

A. 医療機関などで妊娠の事実を確認された後の令和7年4月1日以降の流産・死産・人工妊娠中絶は支給対象となり、妊婦支援給付金1回目5万円、妊婦支援給付金2回目子ども（胎児）の数×5万円が給付されます。申請にあたり医師の発行した妊婦給付認定用診断書や妊娠情報記入書などの妊娠の事実が確認できる書類が必要になります。詳細は市ホームページをご覧ください。

Q. 妊娠判定薬で陽性反応が出たのですが、妊婦支援給付金を受け取れますか。

A. 医療機関などで妊娠の事実を確認する必要があるため、まずは医療機関などを受診してください。

Q. 口座名義が旧姓のままの場合、口座名義は新姓・旧姓、どちらで記入すればよいですか。

A. 口座名義の氏名変更手続きをされない場合、口座名義は旧姓を記入し、振込が確認できるまで氏名変更手続きを行わないでください。また、本人確認書類には氏名変更の履歴が確認できる書類を添付してください（マイナンバーカード、運転免許証など）。

Q. 振込口座を妊婦以外の名義の口座とすることはできますか。

A. 妊婦のための支援給付は、「妊婦」に対して行うものであるため、妊婦本人以外の口座への振り込みできません。妊婦本人名義の銀行口座をお持ちでない場合は、こども家庭センターにご相談ください。

Q. 妊婦支援給付金を申請せずに、大野城市へ転入しました。この場合、大野城市・転入前の市町村のどちらへ申請をすればよいですか。

A. 転入前の市町村で妊婦給付認定の取り消し手続き終了後、大野城市で申請が可能です。なお、大野城市・転入前の市町村の両方から支給を受けることはできません。

Q. 大野城市で妊婦給付認定を受けました。大野城市外への転出を予定していますが、妊婦支援給付金の申請は、大野城市・転出先の市町村のどちらへ申請をすればよいですか。

A. 大野城市で申請する場合、転出する前にこども家庭センターにご相談ください。転出日以降は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、大野城市の妊婦支援給付認定は自動的に取り消されるため、申請はできません。転出先で妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転出先市町村で再度妊婦給付認定を受けていただく必要があります。

Q. DV（ドメスティックバイオレンス）などにより、やむを得ず、住民票を元の住所地から異動させずに別の市町村に避難しています。この場合、住民票のある市町村・避難先の市町村のどちらへ妊婦支援給付金の申請をすればよいですか。

A. 住民票のある市町村へ申請方法をご相談ください。